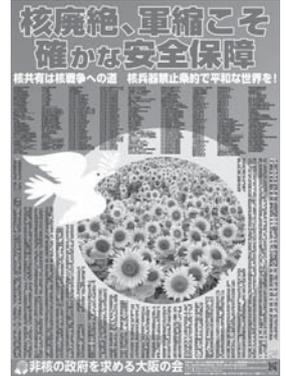


非核の政府を 求める大阪の会

非核の政府を求める大阪の会 豊島 達哉 梅田 章二
 〒542-0012 大阪市中央区谷町 7-3-4 (新谷町第3ビル 210号)
 発行 TEL.06 (6765) 3032 FAX.06 (6765) 3033
 URL・https://hikaku-osaka.jp/
 E-mail・hikaku-osaka1986@kind.ocn.ne.jp
 hikakuosaka@hotmail.com

第213号 2023年 1月1日

ニュース



● 人類の理知で ●

核脅威のない

● 国際社会実現を! ●

年頭挨拶

事務局長 豊島達哉

昨年人類史上に大きな汚点を残した年となつてしまいました。それはいうまでもなく、ロシアによる露骨なウクライナ侵略です。ロシアは、一方的に

ウクライナに軍隊を侵攻させました。これは、国際関係において、武力による威嚇、武力の行使を慎むよう求める国連憲章2条4項に明確に違反する行為です。また侵略行為の中でロシアは、一般市民に対する攻撃のみならず、占領地域における一般市民の虐殺、拷問、収奪等、毎日のように国際法違反を繰り返しています。ロシアは当初、ウクライナにおけるロシア系住民の保護を侵略の理由に挙げ、最近ではNATO等西側諸国の対口敵対行為が侵略の原因であると主張するようですが、それらの理由に仮に正当性があつたとしても、一方的な武力行使や、非戦闘員である市民に対する残虐行為を何ら正当化できるものではありません。年頭に際し、改めて私たちはロシアに対し直ちにウクライナへの攻撃を直ちに止め、無条件で軍をウクライナから退去させることを強く求めるもの

です。ロシアのウクライナ侵攻は、私たちに多くの教訓を与えてくれています。戦争によりウクライナは多くの犠牲を強いられています。ウクライナは国力に比して軍事力の大きな国であり、ロシア侵攻後はNATO諸国から多くの軍事支援を受けています。しかし一旦戦争が起これば、いかに充実した軍事力があつても市民の犠牲を防ぐことはできないのです。戦争になった後を考えて、軍事力増強を図ることよりも、そもそも戦争が起これないようあらゆる外交的平和的手段を尽くすということの重要性が認識させられます。他方、プーチン氏の論理でいえばウクライナがNATOと一体となつてロシアの敵となる前に、ウクライナを無力化しようとする先制攻撃を仕掛けたとの見方がありますが、「やられる前に叩こう」としたロシアは、ウクライナ

による抵抗と、国際社会における孤立化で、現在苦しんでいます。「やられる前に、叩く」という思想は、現在日本政府・与党が喧伝する敵基地攻撃能力(反撃能力)の思想と一致しています。相手方からの攻撃の前に相手方の基地や、「敵の中核」を叩いても、戦争を早期に止めることなどできません。現在日本政府・与党が進めている軍備増強は、市民を守るどころか、市民や社会を破壊する戦争への道に進む危険な政策であることは、ウクライナの悲劇を見れば明らかです。また、この戦争では、原発の危険性についても私たちに警鐘を鳴らすものです。原発が攻撃されると、原爆投下に匹敵する被害が生じます。直接的な原発攻撃でなくとも、電力設備への攻撃によるブラックアウトや原発への送電線の破壊等により原発への電力供給が途絶えてしまえば、原子

炉冷却に支障をきたす恐れもあります。敵からの攻撃が頻発している中、いくつかの原発で電源喪失が起こるような悪夢の状況は戦争下では、十分に起こりうるのです。安全保障の観点からしても、原発は速やかに廃炉の方針に切り替えるべきです。今年ロシアによるウクライナ侵攻を終わらせ、武力行使や武力による威嚇を用いない平和な国際関係を再構築する年にしなければなりません。コロナ禍や気候危機等、人類共通の重大課題に目を背けて、争いに明け暮れるのはあまりにも愚かしい行為です。今年が人類の理知が野蛮にまざる年になることを願うものであります。

- 【非核五項目】
- ① 全人類共通の緊急課題として核戦争防止、核兵器廃絶の実現を求める
 - ② 国是とされる非核三原則を厳守する
 - ③ 日本の核戦場化へのすべての措置を阻止する
 - ④ 国家補償による被爆者援護法を制定する
 - ⑤ 原水爆禁止世界大会のこれまででの合意にもとづいて国際連帯を強化する



第五回目は、憲法問題で多くの講演・執筆活動をされている伊藤真さんの「けんぼうのえほん」を紹介します。タイトルは『あなたこそ、たからもの』は、2015年の作品です。この年は安倍政権が立憲主義に反する安保法案を強行採決しました。日弁連も「集団的自衛権の行使に関する解釈の変更」に強く「反対」との抗議を行いました。このような憲法をとりまく状況のなかで、筆者は「憲法を子どもに手渡すきっかけとして」として本書を著しま



した。

筆者はあとがきにも「憲法を幼い子どもにも知ってほしいけれど、条文はむずかしいし、なにかから話したらよいだろう、と迷っている方もいらつしやると思います。」さらに続けて「憲法で一番大切な価値とはなんだと思われませんか？」この書籍を紹介している小生も、学校現場で「憲法の基本三原則」として「国民主権」「基本的人権の尊重」「平和主義」の大切さを強調していました。幼い子どもにはあまりにも難解な言葉ですね。筆者はそれをどのよう

に伝えたのでしょうか。ぜひ、本書を手にとって幼い子ども、そしてその子どもたちと接する若い大人の手に読んでいただきたい良書です。

作画は垂石眞子さんのぼのとした雰囲気味わうことができます。出版社は大月書店、(定価は1300円)

大阪における 国民平和と大行進

第13節 1970年の平和行進…能勢ナイキ基地設置反対を掲げた府内平和行進(6.26-6.28) 1970年は、日米

昭和45年7月20日	
原水爆禁止大阪府協議会	
会長 黒田一	
第16回原水爆禁止世界大会、国民平和行進、大阪大会への補助金交付申請書	
盛夏の候、ますますご隆昌の段大慶に存じます。さて、すでにご存知の如く存じますが、原水爆禁止日本協議会では、8月1日から3日まで、東京で第16回原水爆禁止世界大会を開催致します。この大会には十数か国より約50名の海外代表団が来日致します。当協議会におきましては、この世界大会に於いて、	
1.	6月26日から28日までの3日間、平和行進が大阪を通過(6月6日広島出発、8月1日東京着)
2.	原水爆禁止世界大会全体集会、広島大会長崎大会へ計、約50名の代表を派遣
3.	原水爆禁止世界大会大阪大会の開催
7月27日中央公会堂にて、	
を中心とした運動をすすめています。	
とりわけ、大阪大会につきましては、海外代表の方をも招待申し上げる計画をしております。	
つきましては、これらの諸行事を大成功させるために、趣意をご理解いただき、補助金10万円を交付下さいますようお願い申し上げます。	
〆上	
3033 30E-30(24x14)	

大阪原水協の黒田了一会長名の文章

進の取り組みについて」において以下の行進日程で取り組みました。「基幹コース」
6月25日池田市役所前→兵庫県より引き継ぎ、26日池田市役所→豊中市役所→服部→吹田街道→吹田市役所
27日吹田市役所→淡路→長柄橋→中之島公園→空心中→蒲生四→都島本通→守口
28日守口市役所→門真市役所→寝屋川市役所→山之上→枚方市役所で京都へ引き継ぎ

25日池田市で「能勢ナイキ基地設置反対大阪連絡会」と打ち合わせ、26日からの平和行進で「能勢ナイキ設置反対」のノボリをリレー、28日平和行進で東



▲6.27 大阪市内を行進(「大阪民報」70.6.29付)

大阪、寝屋川、守口で「能勢町へのナイキ配備反対」を決議しました。

「支流コース 泉佐野ー中之島」

6月25日泉佐野↓貝塚市役所↓岸和田市役所↓忠岡町↓高石市役所前↓浜寺公園

6月26日浜寺公園↓堺市役所↓おりおの橋↓阿倍野筋↓天王寺公園

6月27日天王寺公園↓松屋町筋↓中之島公園(合流)

「支流コース八尾ー守口コース」

6月27日八尾市役所↓東大阪市役所↓御厨橋↓河内橋本↓二島↓守口駅前↓守口市役所

※「支流」現在は「網の目」コースという表現に変更



「ノーモア・ヒバクシヤ訴訟の歩みと課題」学習会に参加して(前)

「被爆は体の中に埋められた地雷」

ノーモア・被爆者…被爆訴訟の遠い道のり

藤永のぶよさん

2022年11月28日、被爆者訴訟の歴史と現状について、当会事務局長の豊島達哉さんからの報告を聞きました。ヒロシマ・ナガサキの被爆から77年が過ぎ、被爆者の高齢化がすすむ中、未だに原爆被害である…と争わなければならない政治的背景が許せないとかねがね思ってきたが、その背景がはつきり見えた学習でした。

原爆被害は、人のすべての臓器が一旦放射能に侵された上で、個々に発生する病変です。生協設立とともに頑張った「浅野哲人さん」の日常を見てきて知ったことです。浅野さんの場合は、白血病・糖尿病・脳腫瘍などが主な症状でしたが、

頻繁におこる立ち眩みや頭痛・イライラに苦しんでおられました。浅野さんの場合は、徴兵中の被爆で、原爆症認定を受けておられましたが、だからと言って、何か有効な治療ができたわけではありません。

原爆症認定訴訟は、数人の被爆者個人から始まったのだとか。その勝利判決も被爆から55年も経った2000年7月18日だそうです。しかも、2001年5月25日には、「DS86」という被ばく線量の評価方法を採用し、本来は救済されるべき被爆者を救うものであるはずの評価基準が、先の訴訟で勝訴したお二人さえ救えないものだったようです。

現在原爆症認定患者は2200人。これ以上増やさないとしているのか、認定申請はほとんど却下しているとか。そこで、全国17地域・306人の原告が集団訴訟に踏み切られたの

です。被爆から77年も、放射線病魔に苦しめられていた被爆者がです。ただ、成果もあります。勝訴判決が続いているからです。

(次号へ)



1966年ネバダ核実験場訪問団の一員で参加の麻野さん(右下)

***近畿交流会が恒例の近畿交流会が

11月26日に京都の会主催で開催され、大阪から豊島事務局長と事務局がオンラインで参加。一部は、市民公開講座として、「ウクライナ戦争と日本国憲法」と題して木戸衛一大阪大学大学院教授が講演。二部の交流会では、各府県がそれぞれの取り組みや課題について報告・意見交換を行いました。公開講座を含め31人が参加。来年は和歌山で開催することが決まりました。



<p>大阪府立高等学校教職員組合(府高教)</p> <p>執行委員長 志摩 毅</p> <p>〒五四三・〇〇二一</p> <p>大阪市天王寺区東高津町七一</p> <p>大阪府教育会館内七〇七号室</p> <p>TEL 〇六(六七六八)二一〇六</p>	<p>大阪平和委員会</p> <p>会長 西 晃</p> <p>〒五四二・〇〇二二</p> <p>大阪府中央区谷町七三三四</p> <p>新谷町第三ビル二〇号</p> <p>TEL 〇六(六七六五)二八四〇</p> <p>FAX 〇六(六七六五)二八三七</p>	<p>くらしに笑顔お届けします</p> <p>大阪いずみ市民生活協同組合</p> <p>〒五九〇・〇〇七五</p> <p>堺市堺区南花田口町二二一五</p> <p>TEL (〇七二) 二三三三二二</p>	<p>笑顔ひろがる豊かなくらし</p> <p>大阪よどがわ市民生活協同組合</p> <p>理事長 貫 恒夫</p> <p>〒五六四・〇〇一五</p> <p>吹田市幸町四一</p> <p>電話 〇六(六三一九)五六一九</p>	<p>豊かな暮らしと健康、安全・安心をお届けします</p> <p>生活協同組合おさかパルコープ</p> <p>〒五三四・〇〇二四</p> <p>大阪府都島区東野田町一五二六</p> <p>TEL 〇六(六二四二)〇九〇四</p> <p>FAX 〇六(六二四二)〇九二六</p>	<p>大阪母親大会連絡会</p> <p>委員長 松 永 律</p> <p>〒五四三・〇〇二一</p> <p>大阪市天王寺区東高津町七一</p> <p>TEL 〇六(六七六八)八九四六</p> <p>FAX 〇六(六七六八)八九四七</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



アグティナに、世界に平和を!!



<p>関西合同法律事務所 〒五三〇・〇〇四七 大阪市北区西天満四一四一三 三共ビル梅新 五階 TEL〇六(六三六五)八八九一代表 FAX〇六(六三六五)五二二三</p>	<p>北大阪総合法律事務所 〒五三〇・〇〇四七 大阪市北区西天満五一六一三 西天満ファイブビル四階 TEL〇六(六三六五)一一三二(代表) FAX〇六(六三六五)一二五六</p>	<p>京橋共同法律事務所 〒五三四・〇〇二五 大阪市都島区片町二丁目二番四八号 J E I 京橋ビル一階 TEL〇六(六三五六)一五九一代表 FAX〇六(六三五五)五四二九</p>	<p>大阪中央法律事務所 〒五四〇・〇〇三三 大阪府中央区石町一丁目一番七号 永田ビル四階 TEL〇六(六九四二)七八六〇 FAX〇六(六九四二)七八六五</p>	<p>堺総合法律事務所 〒五九〇・〇〇四八 堺市堺区一条通二〇番五号 銀泉堺東ビル六階 TEL〇七二(二二二)〇〇一六 FAX〇七二(二二二)七〇三六</p>	<p>自由法曹団大阪支部 〒五九〇・〇〇四八 堺市堺区一条通二〇番五号 銀泉堺東ビル六階 堺総合法律事務所内 TEL〇七二(二二二)〇〇一六 FAX〇七二(二二二)七〇三六</p>
<p>〒556-0021 大阪府歯科保険医協会 保険でよい歯科医療を！大阪府歯科保険医協会 理事長 小澤 力 八阪市浪速区幸町一―二―三三 TEL〇六(六五六八)七七三一 FAX〇六(六五六八)〇五六四</p>	<p>大阪府保険医協会 理事長 宇都宮 健 弘 〒五五六・〇〇二一 大阪市浪速区幸町一―二―三三 TEL〇六(六五六八)七七二二 FAX〇六(六五六八)二三八九</p>	<p>福祉は平和であってこそ 社会福祉法人 大阪福祉事業財団 〒五三六・〇〇〇一 大阪府城東区古市一―七―八 TEL〇六(六九三二)〇〇九八</p>	<p>南大阪法律事務所 〒五四三・〇〇五五 大阪府天王寺区悲田院町八―二―六 天王寺セントラルハイツ三階 TEL〇六(六七七三)六九二二 天王寺駅ビル北口より徒歩三分</p>	<p>豊中総合法律事務所 〒五六〇・〇〇二四 豊中市末広町二丁目一番四号 豊中末広ビル二階二〇三号 TEL〇六(六八五七)三九〇〇 FAX〇六(六八五七)三九〇二</p>	<p>きづがわ共同法律事務所 〒五五六・〇〇一一 大阪府浪速区難波中一丁目十番四号 南海SK難波ビル五階 TEL〇六(六六三三)七六二一 FAX〇六(六六三三)〇四九四 https://www.kizugawa-law.jp/</p>
<p>全日本港湾労働組合 関西地方阪神支部 執行委員長 河野 照 宜 大阪市港区築港一丁目十二番二七号 電話〇六(六五七四)八四二四</p>	<p>全日本港湾労働組合 関西地方阪神支部 特別顧問 藤 本 弘 和 大阪市港区築港一丁目十二番二七号 電話〇六(六五七四)八四二四</p>	<p>〒542-0012 核兵器禁止条約に批准する政府を！ 原水爆禁止大阪府協議会 理事長 川 辺 和 宏 大阪府中央区谷町七―三―四 新谷町第三ビル二〇号 TEL〇六(六七六五)二五五二</p>	<p>社会医療法人 同仁会 理事長 田 端 志 郎 堺市堺区大仙西町六丁―八四の二 TEL〇七二(二四四)七二六〇</p>	<p>大阪医療事業協同組合 理事長 土 井 康 文 〒五四一・〇〇五三 大阪府中央区本町一丁目五番六号 TEL〇六(六二六二)一三〇二 FAX〇六(六二六二)一三〇三</p>	<p>大阪民主医療機関連合会 会長 大島 民 旗 〒五四一・〇〇五四 大阪府中央区南本町二丁目一番八号 (創建本町ビル2F) TEL〇六(六二六八)三九七〇 FAX〇六(六二六八)三九七七</p>
<p>大阪商工団体連合会 会長 藤 川 隆 広 〒五四〇・〇〇〇四 大阪府中央区玉造二―二八―四 TEL〇六(六七六八)三〇六五</p>	<p>日本民主青年同盟大阪府委員会 〒五四三・〇〇一六 大阪府天王寺区餌差町九・六 TEL〇六(四三〇三)三八三三 FAX〇六(四三〇三)三八二六</p>	<p>日本共産党大阪府議員団 〒五三〇・八二〇一 大阪府北区中之島一―三―二〇 大阪府役所内 TEL〇六(六二〇八)八六四〇 http://www.jcp-osakafu.jp/</p>	<p>大阪自治体労働組合総連合 執行委員長 有 田 洋 明 〒五三〇・〇〇四一 大阪府北区天神橋一―三―一五 大阪グリーン会馆四階 電話〇六(六三五四)七二〇一</p>	<p>全大阪労働組合総連合 議長 菅 義 人 〒五三〇・〇〇三四 大阪府北区錦町二番二号 国労大阪会館内 TEL〇六(六三三三)六四二二 FAX〇六(六三三三)六四二〇</p>	<p>進歩と革新をめざす大阪の会 大阪革新懇 〒五三〇・〇〇四一 大阪府北区天神橋一―三―一五 大阪グリーン会馆 TEL〇六(六三三七)五三〇二 FAX〇六(六三三七)九四一〇</p>